

# 福岡県公報

平成二十三年三月九日  
第三千二百二十八号  
増刊 ①

## 目次

規則(第一号)

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

(福祉総務課)

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正す

る規則

(人事委員会事務局給与公平課)

## 規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制

定し、ここに公布する。

平成二十三年三月九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第一号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四

十一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七

号)第二条第六号に規定する暴力団員が属する世帯を除くものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月九日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第三号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成二十三年福岡県人事委員会規

則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「財団法人自治体国際化協会」を 「財団法人自治体国際化協会

財団法人ダム技術センター」に、

「社団法人福岡県雇用対策協会」を 「社団法人福岡県雇用対策協会

社団法人福岡県私学教育振興会」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。